

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六(二十五)

平三十一・四・一以後終了事業年度分

雇用者給与等支給額	1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十五)付表「13」)	15	円
比較雇用者給与等支給額 (28)	2		雇用者給与等支給増加額 (3) - (15) (マイナスの場合は0)	16	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3		法人税額控除限度額の計算 特別控除額の計算 調整前法人税額 当期税額基準額 当期税額控除可能額 調整前法人税額超過構成額 法人税額の特別控除額	$(14) \geq 20\%$ 又は $(11) = (13) > 0$ の場合 $(16) \times \frac{20}{100}$ 同 上 以 外 の 場 合 $(16) \times \frac{15}{100}$ $(17)$ 又は $(18)$ $((7) < 0.03$ 又は $(8) < (10)$ の場合は0) (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」) $(20) \times \frac{20}{100}$ ((19)と(21)のうち少ない金額) (別表六(六)「7」の㉓) $(22) - (23)$	
継続雇用者給与等支給額 (33の①)	4				
継続雇用者比較給与等支給額 (33の②)又は(33の③)	5				
継続雇用者給与等支給増加額 (4) - (5) (マイナスの場合は0)	6				
継続雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(6)}{(5)}$ (5) = 0 の場合は0)	7				
国内設備投資額	8	円			
当期償却費総額 (36)	9				
当期償却費総額の90%相当額 $\frac{90}{100} \times (9)$	10				
教育訓練費の額	11				
比較教育訓練費の額 (41)	12				
教育訓練費増加額 (11) - (12) (マイナスの場合は0)	13				
教育訓練費増加割合 $\frac{(13)}{(12)}$ (12) = 0 の場合は0)	14				
比較雇用者給与等支給額の計算					
前事業年度又は前連結事業年度	国内雇用者に対する 給与等の支給額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(25)\text{の前事業年度又は}} \times \text{比較雇用者給与等支給額}$ (25)の前事業年度又は 前連結事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (26) × (27)		
25	26	27	28		
・	円	円	円		
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算					
	継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等	前一年事業年度等特定期間		
	①	②	③		
事業年度等又は連結事業年度等	29	・	・	・	・
雇用者給与等支給額	30	(1) 円	(26) 円		円
同上のうち継続雇用者に係る金額	31				
$\frac{\text{適用年度の月数}}{(29)\text{の}③} \times \text{継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額}$ (31)又は((31) × (32))	32	円	円		円
33					
当期償却費総額の計算					
損益計算書に計上された減価償却費の額	34	円	当期償却費総額 (34) + (35)	36	円
剰余金の処分の方法により特別償却準備金として積み立てた金額その他上記以外の金額	35				
比較教育訓練費の額の計算					
事業年度又は連結事業年度	教育訓練費の額	$\frac{\text{適用年度の月数}}{(37)\text{の事業年度又は}} \times \text{改定教育訓練費の額}$ (37)の事業年度又は 連結事業年度の月数	改定教育訓練費の額 (38) × (39)		
37	38	39	40		
調整対象年度	・	円	円		円
・	・				
・	・				
・	・				
・	・				
計					
比較教育訓練費の額 (40の計) ÷ (調整対象年度数)	41				